

西崎弘文（以下甲という）と、松本晟（以下乙という）と株式会社ベンチャーソフト（以下丙という）とは、甲および乙がそれぞれ製作、公開を予定している映画の著作物（以下新著作物という）について以下のとおり和解合意する。

1. 甲乙および丙は、新著作物として甲が「宇宙戦艦ヤマト・復活編（仮題）」ならびに別紙作品目録記載の各映画の著作物（以下別件映画という）を利用したその他の映画の著作物を、乙および丙が「大銀河シリーズ 大ヤマト編（仮題）」をそれぞれ別途に製作し、公開する予定であることを相互に確認する。
2. 甲および乙は、本和解書締結と同時に甲乙間の東京地方裁判所平成11年（ワ）第20820号著作権侵害差止等請求事件、同12年（ワ）第14077号著作者人格権確認反訴請求事件および東京高等裁判所平成14年（ネ）第2203号著作権侵害差止等請求控訴事件・著作者人格権確認反訴請求控訴事件（以下訴訟事件という）の全部を取り下げる。
3. 甲および乙は1項の新著作物の製作・公開にあたり、新著作物に対して甲乙相互に著作者人格権を行使せず、かつ新著作物について別件映画の著作者人格権の存在ないし影響の有無を争うことなく、新著作物の製作、公開、商品化等の二次的利用を進行させることを相互に確認する。
4. 甲および乙は、別件映画の著作物が甲乙共同で著作されたものであり、甲が代表してその著作者人格権を専ら行使することができることを確認する。また甲および乙は、甲が別件映画の著作者およびその代表者として制作・監督をしたこと、乙が別件映画の総設定・デザイン・美術を担当し、これに関する絵画の著作物の著作権者であることをそれぞれ確認する。但し、甲はその製作する新著作物のクレジットに設定・デザインとして乙の氏名を表示するものとする。
5. 乙および丙ならびに製作スタッフは、新著作物の製作にあたっては、別件映画のキャラクター、ストーリー、設定、デザインを使用せず、新たな映画の著

作物として製作するものとする。但し、乙の個性的、あるいは乙特有の表現、デザイン（作風、画風、タッチ等）についてはこの限りでない。

6. 新著作物の製作、公開に関して、本和解書に定めなき事項については、甲、乙、丙はそれぞれ新著作物の公開を期待するファンを含む関係者の利益を最優先として、誠意をもって協議し、文書を持って定めるとする。

上記の証として、本和解書3通に甲乙丙およびその代理人が記名または署名捺印のうえ、甲乙丙各1通を保有する。